



平成 23 年 12 月 22 日

各 位

上場会社名	株式会社トーエネック
代表者	代表取締役社長 越智 洋
(コード番号	1946)
問合せ先責任者	法務室長 藤田 憲邦
(TEL	052-219-1908)

建設業法上の資格取得申請に係る不正行為および工事用資材の架空発注について

当社は、電気通信工事業を実施するために必要となる建設業法上の専任技術者および監理技術者の資格取得手続きにおきまして、事実と異なる内容を記載のうえ申請・取得しておりました。

また、平成 23 年度の名古屋国税局の法人税（消費税）調査により、工事用資材発注において、発注内容と異なる物品を購入していたという指摘を受けました。なお、同様の指摘を平成 21 年度の名古屋国税局の法人税（消費税）調査においても受けておりました。

これらの不正行為は、当社に対する信頼を著しく損ねるものであると重く受け止めております。お客さまをはじめ、当社を支援してくださる皆さまに、心より深くお詫び申し上げます。

当社としては、引き続き不正行為の全容把握、原因分析の徹底に努め、再発防止策を確実に進めてまいります。

そのうえで、経営トップ自らが業務運営体制・方法を根本から見直すとともに、全社一丸となって、日々、コンプライアンスを強く意識した業務遂行に努めることで、お客さまから信頼していただける組織の再構築に、全力を挙げて取り組んでまいります。

<建設業法上の資格取得申請に係る不正行為>

当社社員が、専任技術者および監理技術者の資格取得申請に際し、事実と異なる実務経験を記載し、資格取得しておりました。この不正行為は、専任技術者につき、11 事業場において、昭和 60 年 7 月から平成 23 年 7 月まで、24 名の資格取得申請で行われていました。監理技術者についても、現在の資格保有者約 120 名のうち 29 名について不正行為がありました。

この結果、現在までに平成 18 年 4 月以降について調査したところ、以下の事実が確認されております。

- ①平成 19 年 3 月の特定建設業許可更新の申請において、資格要件を充足しない者 8 名を専任技術者として申請書に記載しておりました。
- ②資格要件を充足しない者 4 名を監理技術者として 4 件の電気通信工事に配置しておりました。
- ③専任技術者や監理技術者の配置が入札参加要件になっている電気通信工事に関して、資格要件を充足しない者を専任技術者として配置した事業場において入札に参加するなどにより、49 件の工事を落札しておりました。

なお、本件につきましては、本日、国土交通省中部地方整備局に報告いたしました。

<工事用資材の架空発注>

当社は、取引業者への工事用資材の発注手続きにおいて、発注内容とは異なる物品（家電製品等）を納入させ、現場備品や客先贈答品等に充てていました。

このたびの法人税（消費税）調査において、前回の社内調査で確認できなかったものを含めて、約1億7千万円の不正処理の指摘を受けました。この指摘により過年度法人税等は約1億円となる見込みですが、過年度決算の修正は行わず当期に一括処理する予定です。なお、これによる当期の業績への影響は軽微であります。

別紙1：建設業法上の資格申請に係る不正行為について

（参考資料1 建設業法上の電気通信工事の専任技術者・監理技術者について）

別紙2：工事用資材の架空発注について

（参考資料2 社内調査比較）

以 上

建設業法上の資格申請に係る不正行為について

1 事案の概要

(1) 経緯

年月日	内 容
平成 21 年 11 月 25 日	従業員から、コンプライアンス推進委員会事務局に対して、事実と異なる実務経験による監理技術者資格取得者が社内にいる旨の内部通報があったが、同事務局は、通報内容について事実確認できなかった。
平成 23 年 6 月 24 日	当該従業員から、コンプライアンス推進委員会事務局に、専任技術者の実務経験に疑いがある旨の具体的な情報の提供があったため、社内調査に着手した。
平成 23 年 7 月 15 日	本店情報通信本部が、複数の事業場で専任技術者の事実と異なる申請を把握した。
平成 23 年 8 月 1 日	専任技術者の資格要件を充足しない者につき、6 名の適正な資格者への変更および松本営業所の電気通信工事業専任技術者の取り下げを国土交通省中部地方整備局に届け出た。
平成 23 年 12 月 22 日	不正行為の事実を国土交通省中部地方整備局に報告した。

(2) 不正行為の内容

電気通信工事に関する建設業法上の専任技術者・監理技術者資格申請（詳細は、参考資料 1 ご参照）において、事実と異なる実務経験を記載し、資格を取得していました。

※事実と異なる実務経験による申請数

- ・専任技術者については、昭和 60 年 7 月から平成 23 年 7 月にかけて、11 事業場における計 24 名（変更届を含めると 14 事業場、延べ 34 名）
- ・監理技術者については、現在の資格保有者約 120 名のうち 29 名

具体的には、資格取得のために建設業法上必要とされる実務経験が不足している従業員の資格申請に当たって、実務経験の不足分を補うため、実際には他の従業員が従事した工事件名に当該従業員が携わったとして申請していました（以下「本件不正行為」といいます）。

平成 10 年頃、電気通信工事の受注拡大を目指し、工事の拠点・施工を増やすため、専任技術者や監理技術者の増員を図りましたが、大型件名が少なかったことなどから、専任技術者・監理技術者を増やすことは容易ではありませんでした。

こうした中、本店の資格申請手続き担当部署は、支店等からの相談に際して、実務経験を重複することなく補充するため、実務経験として使用可能な工事件名の一覧表を使用し工事件名を指定したうえで、平成 18 年 5 月まで、本件不正行為を行っていました。

(3) 不正行為の結果

当社は、平成 19 年 3 月に、特定建設業許可更新の申請を行いましたが、建設業許可申請書に添付する「専任技術者証明書」に記載された 125 名のうち、資格要件を充足しない者が 8 名含まれていました。

また、一定規模の工事を施工する際には、監理技術者の工事現場への配置が必要となりますが、現在までに平成 18 年 4 月以降について調査したところ、資格要件を充足しない者 4 名を監理技術者として 4 件の電気通信工事現場に配置していました。

さらに、専任技術者や監理技術者の配置が入札参加要件になっている電気通信工事に関して、資格要件を充足しない者を、専任技術者として配置した事業場において入札に参加したり、監理技術者として入札審査書類に記載したりするなどにより、49 件の工事を落札していました。

なお、国土交通省中部地方整備局の指示に基づき、全容把握のため、引き続き調査してまいります。

2 不正行為の主な原因

これまでの調査では、本件不正行為が発生した主な原因を次のとおりと考えています。

(1) コンプライアンス上の問題

- ・ 専任技術者となるよう会社から指名された者の中に、実務経験が不足する場合に、申請対象である従業員とは異なる従業員が従事した工事件名を、申請対象従業員の实務経験として使用した者がいた。
- ・ 支店等で対応しきれない場合に、支店等から相談を受けた本店では、一覧表から工事件名を指定するようになった。
- ・ こうした行為が、複数の支店で行われた。

(2) 内部統制上の問題

- ・ 個人別の実務経験に関するデータ管理が不徹底であったため、実務経験要件を充足する者を適切に配置できなかった。
- ・ 法務担当部署では、専任技術者の実務経験証明書の作成責任は作成部署にあると認識し、実務経験の年数、添付資料の不足がないか等をチェックしていたものの、実務経験の内容まで確認できなかった。
- ・ 監理技術者の申請時に記載する実務経験の内容をチェックする機能（担当部署、ルール等）がなかった。

3 再発防止策の策定に向けて

今後、本件不正行為の全容把握および原因分析の結果に基づき、同様の事態を二度と発生させないよう、再発防止策を策定してまいります。

なお、現時点における再発防止策の項目は、以下のとおりです。

- ・ コンプライアンス意識向上のための教育
- ・ 法令（建設業法等）知識の向上
- ・ 業務運営体制・方法の見直し
- ・ チェック機能の強化

4 不正行為の責任と処分

本件不正行為は、当社の管理・監督機能に大きな問題があったものと考えています。また、長年本件不正行為を継続していた情報通信部門の業務運営体制にも問題があったと考えています。

今後、実施する本件不正行為の全容把握と原因分析結果を踏まえ、責任の所在を明らかにし、処分を厳正に行ってまいります。

以 上

建設業法上の電気通信工事の専任技術者・監理技術者について

1 建設業法の内容

○下請代金 3,000 万円以上の元請け工事を請け負うためには、特定建設業許可が必要

(建設業許可には「一般」と「特定」があり、当社は電気通信工事につき「特定」を取得)

○建設業許可を取得するためには、許可業種毎に、国家資格(技術士等)または一定の実務経験^{※1}を有する専任技術者^{※2}の各事業場への配置が必要

○また、特定建設業許可を要する工事(以下「特定建設工事」という)を行うためには、一定の実務経験^{※1}を有する監理技術者^{※3}の工事現場への配置が必要

※1 電気通信工事に係る特定建設業許可の場合、以下の両方が必要

- ① 一般の実務経験：電気通信工事に関する実務経験(大卒3年以上、高卒5年以上、その他10年以上)
- ② 指導監督の実務経験：元請けとして受注した請負額4,500万円以上の工事に2年以上現場責任者等として関わること

※2 請負契約の適正な締結や工事の履行を技術面から確保するために、常時その事業場に勤務する者

※3 工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(現場責任者等)

○下請代金 3,000 万円以上の元請け工事を施工するためには、監理技術者の配置が必要

2 本件事案における不正行為

(1) 専任技術者

ア 届出

当社 → 国土交通省中部地方整備局

- ・ 実務経験証明書 ← 他人の経験を記載
- ・ 指導監督の実務経験証明書 ← //

イ 建設業許可更新申請

当社 → 国土交通省中部地方整備局

- ・ 専任技術者証明書 ← 資格要件を充足していなかった者の氏名を記載

(2) 監理技術者

ア 資格取得申請

当社 → (財)建設業技術者センター

- ・ 実務経験証明書 ← 他人の経験を記載
- ・ 指導監督の実務経験証明書 ← //

イ 現場配置

特定建設工事を行う場合に、監理技術者として工事現場に配置した者の中に、資格要件を充足していなかった者がいた。

(3) 入札参加

- ・ 工事の入札に参加する場合に、特定の地域における事業場の設置(=専任技術者の配置)が条件となることがある。
← 資格要件を充足していなかった者を配置した事業場で入札に参加した案件あり
- ・ 工事の入札に関し、入札資格を審査するために発注者に提出する書類に、監理技術者を記載して提出することがある。
← 当該書類に、資格要件を充足していなかった者の氏名を記載した案件あり

以 上

工事用資材の架空発注について

1 事案の概要

平成 23 年 7 月から行われた名古屋国税局による平成 23 年度の法人税(消費税)調査において、当社と取引のある資材業者に対する調査により、当社が発注した工事用資材と実際に資材業者から納入された物品の相違が指摘されました。

具体的には、実際に使用しない工事用資材を注文書に記載したり、数量を水増しするなどして、工事現場で使用するための備品や客先贈呈などのための物品(テレビ、デジカメ、パソコン等)にすり替えて納入させていました。

本来経費や交際費として経理処理すべきところを、工事原価の材料費として不正な経理処理を行っていたものです(以下「本件架空発注」といいます。税務否認額:約 1 億 7 千万円。この指摘により過年度法人税等は約 1 億円となる見込みですが、過年度決算の修正は行わず当期に一括処理する予定です。なお、これによる当期の業績への影響は軽微であります。)

本件と同様の架空発注は、平成 21 年度の法人税(消費税)調査においても指摘されており、この際は、平成 21 年 11 月から 12 月にかけて社内調査(調査対象期間:平成 14 年 4 月から平成 21 年 8 月)を実施しました。しかし、前回の社内調査は、内容・範囲ともに不十分であり、同調査で確認できなかった本件架空発注が、今回の法人税(消費税)調査でも指摘されました。

また、今回指摘された本件架空発注のうち、約 3 百万円は平成 22 年 4 月に策定した再発防止策実施以降に行ったものでした。

現在、本件架空発注の全容を把握すべく鋭意調査を継続しております。

2 社内調査の内容(参考資料 2 ご参照)

前回の社内調査が不十分であったこと、再発防止策を実施したにもかかわらず、本件架空発注が再発したことを深く反省し、今回の社内調査は、以下のとおり二段階に分けて、確実に実施してまいります。

◇一次調査

- ・期 間:平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月
- ・内 容:コンプライアンス推進委員会(委員長:社長)の命により設けた特命調査チーム(責任者:法務室長)が主体となり、取引に関わった資材業者から当社に家電製品等を納入したものについて品名・納入時期・金額および受領した従業員名等がわかるデータの提出を受け、関与の可能性がある従業員に対して個別に事実確認の聴き取り調査を行います。

◇二次調査

- ・期 間:平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月目途
- ・内 容:一次調査での聴き取り内容に疑義がある従業員と再発防止策策定以降に不正を行った従業員に対し、特命調査チームが主体となり事案の内容について詳しい調査を行うとともに、弁護士による聴き取り調査を行います。
また、調査結果に対する弁護士による点検・評価を実施します。

3 架空発注の原因

本件架空発注が再発した原因について、今後社内調査の結果を踏まえ、次の点について詳細に分析してまいります。

- ・平成 22 年 4 月策定の再発防止策を徹底できなかったこと
- ・従業員に対してコンプライアンスの重要性を浸透させることができなかったこと
- ・業務の適正性を確保する体制が十分ではなかったこと
- ・前回の社内調査で本件架空発注を洗い出すことができなかったこと 等

4 再発防止策の策定に向けて

再発防止策を策定・実施したにもかかわらず、同様の事態を引き起こした事実を重く受け止め、今後、外部専門家による指導を受けながら、新たな再発防止策を策定してまいります。

なお、現時点における再発防止策の項目は以下のとおりです。

- ・適正な業務処理の指導・管理機能の強化
- ・資材発注から納品に至るプロセスの見直し
- ・コンプライアンス教育の徹底
- ・職場の問題を共有できる風通しの良い企業風土の醸成
- ・資材業者に対する適正取引の要請

5 本件架空発注の責任と処分

本件架空発注は、当社の管理・監督機能に問題があったものと考えております。

今後実施する本件架空発注の全容把握と原因分析結果を踏まえ、責任の所在を明らかにし、処分を厳正に行ってまいります。

以 上

社内調査比較

		今回	前回
社内調査の対象期間		7年9ヵ月分（平成16年4月分から平成23年12月分）	7年5ヵ月分（平成14年4月分から平成21年8月分）
調査概要	調査期間	【一次調査】 平成23年12月から平成24年1月 【二次調査】 平成23年12月から平成24年3月	平成21年11月から12月
	調査対象事業場数	【一次調査】34事業場 【二次調査】 一次調査で疑義がある者がいる全事業場	11事業場
	実施主体	コンプライアンス推進委員会委員長の命により設けた特命調査チーム（責任者 法務室長）、支店総務部長、支店管理グループ長および弁護士	コンプライアンス推進委員会委員長の命により設けた特命調査チーム（責任者 法務室長）および支店管理課長
	調査内容	【一次調査】 ・関与した資材業者から、電化製品を納入したものの品名、納入時期、金額および受領者名等がわかるデータを受領 ・これを基に、関与が疑われた従業員に対し、個別の聴き取り調査を実施。この際、再発防止策策定後（平成22年4月以降）に行った者に対しては、その理由についても聴き取りを実施 ・調査結果に対する弁護士チェック ※現在までに資材業者からデータを受領し、平成22年4月以降分についての調査を開始 【二次調査】 ・一次調査での聴き取り内容に疑義がある者と再発防止策以降に不正を行った者に対し、再度聴き取り調査を実施 ・弁護士を交えた聴き取り調査 ・調査結果に対する弁護士チェック	・関与した資材業者から、電化製品を納入したものの品名、納入時期、金額および受領者名等がわかるデータを受領 ・これを基に、関与が疑われた従業員に対し、個別の聴き取り調査を実施 ・資材の主要取引業者（17社）に対し平成20年度の取引で、工事に必要のない電化製品等を納入していないかどうかを口頭で聴き取り ・これを基に、関与が疑われた従業員に対し、個別の聴き取り調査を実施
	調査目的	事実確認および原因究明 前回の再発防止策の有効性の確認	事実確認および原因究明

【参考】税務調査について

		今回	前回
期 間		7年間（平成16年度分から平成22年度分）	5年間（平成16年度分から平成20年度分）
指摘事項	発注と異なる物品の納入	有	有
	資金プール	無	有
	工事代金の一部キックバック	無	有
	電線くず不正売却	無	有

以 上